

裁判年月日 平成24年 3月19日 裁判所名 東京高裁 裁判区分 判決  
事件番号 平23(ネ)7546号  
事件名 損害賠償請求控訴事件  
裁判結果 原判決一部取消 上訴等 確定 文献番号 2012WLJPCA03196001

## 要旨

◆東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）直後、被控訴人ら補助参加人（補助参加人）所有のマンション専有部分に設置されていた電気温水器の排水管に亀裂が生じ、階下にある被控訴人らのマンション専有部分にまで水漏れが及んだとして、被控訴人ら及び1審原告が、補助参加人に対しては損害賠償を、同人と個人財産総合保険契約を締結していた控訴人に対しては保険金の支払を求めたところ、原審が、補助参加人の賠償義務を認めるとともに、本件事故による損害には本件契約中の地震免責条項は適用されないなどとして請求を一部認容したため、控訴人が控訴した事案において、地震免責条項にいう地震は、その強度、規模等によって限定されるものでなく、地震と相当因果関係のある損害は全て地震免責条項の対象になると解される所、本件損害は本件地震と相当因果関係があると認められるから、地震免責条項が適用されるなどとして、控訴人敗訴部分を取り消し、同人に対する請求を棄却した事例

## 新判例体系

[民法編](#) > [商法](#) > [商法〔明治三二年法律...〕](#) > [第二編 商行為](#) > [第一〇章 保険](#) > [第一節 損害保険](#) > [第一款 総則](#) > [第六四〇条](#) > [〇保険者の免責](#) > [\(一\) 地震免責条項の解釈](#)

◆個人財産総合保険契約の個人賠償責任総合補償特約約款における地震免責条項にいう「地震」は強度、規模等により限定的に解釈することはできない。

## 裁判経過

第一審 平成23年10月20日 東京地裁 判決 平23(ワ)11368号 損害賠償請求事件

## 出典

判タ 1374号197頁 

判時 2147号118頁

金法 1958号96頁

金商 1392号37頁

自保ジャーナル 1871号13頁

ウエストロー・ジャパン

## 評釈

潘阿憲・ジュリ 1454号99頁



渡邊雅之・NBL 976号8頁

商事法務



窪幸治・総合政策（岩手県立大学） 15巻2号201頁

Cinii



後藤元・損害保険研究 75巻1号179頁

辰巳裕規・消費者情報 434号22頁

土岐孝宏・法セ 692号129頁

竹田俊裕・共済と保険 54巻8号40頁

土岐孝宏・リマークス 47号98頁

## 参照条文

商法629条（平20法57改正前）

商法640条

地震保険に関する法律1条

地震保険に関する法律4条の2

裁判年月日 平成24年 3月19日 裁判所名 東京高裁 裁判区分 判決  
事件番号 平23(ネ)7546号  
事件名 損害賠償請求控訴事件  
裁判結果 原判決一部取消 上訴等 確定 文献番号 2012WLJPCA03196001

東京都千代田区〈以下省略〉

控訴人	東京海上日動火災保険株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	柏木秀夫
同	松吉威夫
同	兼松浩一
同	鈴木邦人
同	城崎建太郎
同	新美裕司

東京都杉並区〈以下省略〉

被控訴人	X 1
同訴訟代理人弁護士	X 2
東京都杉並区〈以下省略〉	
被控訴人	X 2
東京都杉並区〈以下省略〉	
被控訴人ら補助参加人	Y 1
同訴訟代理人弁護士	藤井篤
同	乙山直美

## 主文

- 1 原判決のうち控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審を通じて被控訴人らの負担とし, 当審における補助参加によって生じた訴訟費用は被控訴人ら補助参加人の負担とする。

## 事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

主文同旨

## 第2 事案の概要

1 被控訴人X1（以下「被控訴人X1」という。）は東京都杉並区（以下省略）所在のマンション（以下「本件マンション」という。）の504号室の居住者、被控訴人X2（以下「被控訴人X2」という。）はその区分所有者であり、1審原告X3（以下「1審原告X3」という。）は被控訴人X2の妻である。被控訴人ら補助参加人（以下「補助参加人」という。）は、504号室の階上にある603号室の区分所有者であり、損害保険会社である控訴人との間で、603号室の建物を目的とするホームオーナーズ保険（個人財産総合保険）契約（以下「本件保険契約」という。）を締結していた。本件保険契約には、補助参加人が603号室の所有、使用又は管理に起因する偶然な事故により他人の身体の障害又は財物の滅失、毀損若しくは汚損に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、控訴人が保険金を支払う旨の個人賠償責任総合補償特約が付されていたが、その約款には、地震によって生じた損害に対しては保険金を支払わない旨の条項（以下「地震免責条項」という。）が設けられていた。

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生直後、603号室の専有部分に設置されていた電気温水器から室内への配水管に亀裂が生じ、そこから漏れた水が504号室にまで及ぶ水漏れ事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

2 本件は、被控訴人ら及び1審原告X3が、本件事故により被控訴人X1につき10万円（慰謝料）、被控訴人X2につき126万7422円（電灯改修及び内装リフォーム工事代金119万2422円、慰謝料7万5000円）、1審原告X3につき5万円（慰謝料）（いずれも慰謝料は一部請求）の損害を被ったとして、(1) 補助参加人に対し、土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があったと主張して、民法717条1項に基づき、上記各損害金及びこれに対する不法行為の後である平成23年4月21日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(2) 控訴人に対し、上記(1)の補助参加人の損害賠償責任につき控訴人は本件保険契約に基づき保険金の支払義務を負うと主張して、上記各損害金相当の保険金を支払うことを求めた事案である。

原審は、(1) 補助参加人に対する請求につき、補助参加人による土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があり、補助参加人は民法717条1項に基づく損害賠償義務を負い、本件事故により被控訴人X1は慰謝料10万円、被控訴人X2は工事代金104万9222円の損害を被ったと認められるが、1審原告X3の損害は認められない旨判断して、被控訴人らの請求を上記各損害金及び遅延損害金の支払を求める限度で認容し、被控訴人X2のその余の請求及び1審原告X3の請求をいずれも棄却し、(2) 控訴人に対する請求につき、本件事故による損害については地震免責条項の適用はない旨判断して、被控訴人らの請求を上記(1)の各損害金に相当する保険金を補助参加人の支払義務が確定したときに支払うべきものとする限度で認容し、被控訴人らのその余の請求及び1審原告X3の請求をいずれも棄却した。

原判決に対し、控訴人が、被控訴人らの控訴人に対する請求を認容した部分を不服として

，控訴をした。補助参加人は，当審において，被控訴人らのために補助参加をした。被控訴人らの補助参加人に対する請求並びに1審原告X3の補助参加人及び控訴人に対する請求については，控訴がされなかった。

3 前提事実（争いのない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）及び被控訴人らの主張は，原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」及び「2 請求の原因（原告らの主張）」に記載のとおりであるから，これを引用する。当審における控訴人の主張並びにこれに対する被控訴人ら及び補助参加人の反論は，次のとおりである。

（控訴人の主張）

（1）地震免責条項の適用

本件事故は，地震の揺れによって電気温水器の配水管に亀裂が生じ，これにより水漏れが生じたものであって，地震との間に相当因果関係がある。したがって，配水管に瑕疵があり，これと地震が競合して発生したものであったとしても，本件には地震免責条項の適用があるというべきである。

これに対し，原判決は，地震免責条項にいう「地震」は巨大かつ異常な地震に限定されると解釈し，震度5強程度の揺れはこれに当たらないと判断したが，以下のとおり，このような限定解釈を容認することはできない。

（2）文理解釈の逸脱

地震免責条項は，単に「地震」と定めており，「震度5強程度を超える地震」などとは規定していない。地震自体の定義はないものの，地震は客観的に認識し得る事象であるから，地震免責条項の文理上，限定解釈を根拠付ける手掛かりはないというべきである。

これに対し，原判決は，本件保険契約の約款上，地震が戦争，噴火，津波，放射能汚染等と並列して免責事由とされていることを限定解釈の根拠とした。しかし，これらが免責事由とされているのは，保険制度の根幹である大数の法則を適用し難い異常危険という点で共通するためであり，地震の規模を他の事由と比肩すべきものに限った趣旨ではない。しかも，戦争等も規模や程度は様々であり，これらについても限定解釈をすれば恣意的な解釈の余地を残すこととなるから，原判決は不当な判断といわざるを得ない。

（3）地震免責条項の制度趣旨の誤認

保険制度は，大数の法則に従って保険事故の発生確率を計算した場合に，加入者から収受する保険料の範囲内で損害の填補が可能となるとときに成り立つものであるところ，地震による損害は，危険発生確率及び平均損害額の計算が困難であること，小規模な地震であっても損害が多数発生し，合計した損害額が大きくなるのは特段珍しくないこと，地域的な頻度の差が大きいために危険度の高い者の保険加入が多くなることから，その性質上，加入者間で危険の分散を図ることができないものである。地震免責条項はこのような趣旨から認められたものであり，これは小規模地震にも当てはまる。ところが，原判決は，通常想定される危険の範囲を超えて大規模な損害が一度に発生し，保険契約者の拠出した保険料による危険の分散が困難になるような巨大な地震について，これによる損害から保険会社を免責したものにすぎない旨判示しており，地震免責条項の趣旨を誤認している。

#### (4) 地震概念を限定解釈することの問題点

以上に加え、原判決には次のような問題点がある。

ア 原判決は、地震免責条項にいう地震に当たるかどうかを震度に基づいて限定的に解釈した。しかし、震度が測定される地点はごく一部である上、近接する地域でも地盤等により揺れに差異があること、地震による被害は、震度のみではなく、建物の構造や地震動の振幅、周期、継続時間等の多様な要因により決定されること、同じ建物でも高層部と低層部では地震の影響が異なることなどに照らせば、近接した箇所での震度により機械的に判断するのでは公平を欠く。また、個別の物件ごとに巨大かつ異常であるかを判断するのは、煩に耐えないのみならず、正確な判断ができるという保証もないため、法的安定性を害することになる。

イ 原判決は、我が国においては建物が震度5強程度の地震に対する耐震性能を有すると認識されていることを限定解釈の根拠とした。しかし、耐震設計は、建物の構造安全性の維持に支障のある損傷が生じないようにするものであり、室内の動産類の転倒、配水管の亀裂等、その維持に支障のないレベルの損傷まで防止するものではない。耐震性能を備えた建物だからといって配水管の亀裂が通常生じないということではなく、現に今回の地震により東京都内でも相当数の水漏れ事故が発生している。

ウ 原判決に従うとすれば、保険の引受時において目的物が震度5強程度の耐震性を有しているかを審査せざるを得なくなるが、これは技術的に不可能であるか、又は少なくとも著しいコストの増大を招くものであり、保険料の増加、ひいては地震保険への加入の減少という結果につながり、かえって保険により地震被害を填補する機会を減らすことになる。

エ 現在の損害保険制度では、震度の大小にかかわらず、地震による損害は地震免責条項により一般的に免責とし、一定の要件の下で地震保険によって填補するとされており、保険料率もこれを前提に算定されている。このことは、保険者の側の明確な意思であるだけでなく、本件事故当時、広く社会に周知されていた。ところが、原判決に従うとすれば、震度5強程度以下の場合には地震免責条項だけでなく地震保険の適用もないとの疑念が生じ、保険金請求の可否に関して、震度や被害の状況、建物の免震構造等をめぐって多様な紛争を引き起こし、保険実務に多大な混乱を招き、ひいては社会全般に大きな負担を及ぼすことになりかねない。

(被控訴人らの主張)

(1) 原判決が文理解釈を逸脱し、地震免責条項の趣旨を誤認したものであり、地震概念を限定解釈することには問題があるとする控訴人の主張は、すべて争う。原審の判断に誤りはなく、原判決のうち補助参加人に対し損害賠償金の支払を命じた部分は既に確定したのであるから、控訴人は、原判決に従って、速やかに被控訴人らに対し保険金を支払うべきである。

(2) 地震免責条項を根拠に保険金の支払義務を負わないとする控訴人の主張は、次のとおり、明らかに失当である。

ア 本件事故の発生した日に東北地方一帯にかけては「地震」と評価される自然現象が起きていたかもしれないが、本件マンションでは、603号室のものと同様の電気温水器

が全戸に設置されているのに、配水管に亀裂が生じて水が噴き出した事例はほかになく、それ以外にも目立った被害は生じていない。また、近隣のマンション等での水漏れ事故の報告もない。このような状況下では、少なくとも本件事故の現場ないし周辺地域においては、地震免責条項にいう「地震」と評価される事象は存在しなかったというべきである。したがって、本件事故による損害は地震によって生じたものではないから、地震免責条項の適用はない。

イ 本件保険契約の約款のように印刷された書式に基づいて締結された契約条項が一方当事者に不当に不利な場合は、単なる例として示されたにとどまり、当事者を拘束することはない。附約款は企業者が強大な力の下で弱者である一般消費者に対し一方的に押し付けるものであるから、その適用は慎重にされるべきであり、解釈に争いが生じた場合には企業者に不利に解釈するというのが大原則である。したがって、契約当事者間の意思表示を合理的に解釈するならば、本件における揺れは地震免責条項にいう地震に当たらないというべきである。

(補助参加人の主張)

(1) 地震免責条項が適用されるかどうかを判断する上では、実際に生じた漏水の原因及び地震が建物に与えた影響を総合的に判断すべきものである。本件事故は電気温水器の配水管部分の亀裂により生じたものであるが、本件マンションは耐震構造の建物であって、震度5強程度の揺れがあったとみられるにもかかわらず、漏水が生じたのは本件事故のみであり、他の専有部分における漏水事故は1件もなかったこと、本件事故は配水管が経年劣化していた状況下で発生したものであることからすれば、地震免責条項の適用がないとした原判決は極めて正当なものである。

(2) 本件事故の原因は配水管の劣化によるものであり、地震はそのきっかけになったにすぎないから、地震がなくてもいずれ発生することは十分にあり得た。そして、そのような事故が発生した場合に保険の適用があると認識していた点では、本件保険契約の当事者間に意思の合致があった。それにもかかわらず、地震免責条項にいう地震にはすべての地震が含まれると解釈し、地震によってたまたま漏水事故が早期に発生した場合にまで地震免責条項が適用されるとすることは、契約当事者の意思に反することになる。

(3) 控訴人は、地震を限定的に解釈することは地震免責条項の趣旨に反すると主張する。しかし、免責条項の趣旨が大数の法則を適用し難い異常危険が生じた場合に免責を認めなければ保険料率の算定が不可能であるというところにあるとすれば、本件のように、地震が起これなくても水漏れが生じる可能性があり、しかも、当該建物における地震の影響が限定的であった場合には、免責を認めなくてもその趣旨に反することはない。このような事故のリスクは保険料に反映されており、補助参加人はこれを支払っていたのであるから、本件事故による損害については控訴人が負担すべきである。

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所は、原審と異なり、被控訴人らの控訴人に対する請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

#### 1 地震免責条項の適用の有無

(1) 地震免責条項にいう「地震」の意義

ア 本件保険契約の個人賠償責任総合補償特約の約款（丙1）は、控訴人が保険金を支払わない場合につき、「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」と規定しており、免責の対象となる地震の意義ないし範囲等につき何ら限定を付していない。

また、地震は、我が国を含む地球上で頻繁に起こる自然現象（地殻又はマントル内に自然に起こる急激な変動及びこれによって生ずる地殻の弾性波により地面が動揺する現象。広辞苑〔第6版〕参照）であり、社会通念上「地震」の語の意義は明確であって、保険事故の原因となった現象が地震であるかどうかにつき紛れが生じることはないと考えられる。

したがって、上記約款の文言上、「地震」の語をその強度、規模等によって限定的に解釈することはできず、地震と相当因果関係のある損害であれば地震免責条項の対象になると解するのが相当である。

この点に関し、被控訴人らは、約款は保険会社が一方的に押し付けるものであるから、保険会社に不利に解釈すべきである旨主張する。しかし、約款の文言が明確性を欠く場合には被控訴人らの主張のように考えることができるとしても、本件においては上記のとおり文言の意義が明確なのであるから、上記主張は妥当しないというべきである。

イ 上記アの約款の文言解釈に加え、以下の点からも、地震免責条項にいう地震を限定することは相当でないと考えられる。

(ア) 地震による損害については、地震保険に関する法律が制定されており、一般的な損害保険契約においては本件と同様の免責条項を設けて保険金を支払わないとする一方、地震保険契約によって所定の要件の下で損害を填補するという制度が整えられている（丙11）。そうすると、同法及び地震免責条項の対象となる地震の範囲は同一に解するのが相当というべきところ、同法に地震の定義規定はないが、単なる地震と大規模な地震を区別していること（同法4条の2）、同法が被災者の生活安定への寄与を目的とすること（同法1条）からすると、強さや規模等のいかにかわらず、社会通念上「地震」と認識される現象は広く同法の対象になるとみるのが相当である。したがって、地震免責条項にいう地震についても、これと同様に解すべきものとなる。

なお、地震保険の対象になるのは居住用の建物等に生じた損害に限られるので（同法2条2項1号）、本件のように他人に対する損害賠償責任を負担することにより被った損害を目的とする責任保険においては、地震免責条項により保険金が支払われない場合に備えて地震保険を付することはできないことになる。しかし、地震保険の対象とならない場合につき地震免責条項を限定的に解釈し、小規模な地震による損害には保険金を支払うこととしたのでは、一定の要件を満たす場合に地震保険による保険金を支払うものとして被災者の保護を図った同法の趣旨に反すると考えられる。したがって、本件が責任保険であることは地震免責条項の解釈に影響しないというべきである。

(イ) 原判決は、地震免責条項にいう地震が巨大かつ異常なものに限られると解釈すべきことの根拠として、本件保険契約の約款（丙1）が戦争、津波、噴火、放射能汚染等と並んで地震を免責事由と定めていることを挙げている。しかし、上記約款の3条は、3号において「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」と規定する一方、1号において保険契約

者等の故意，2号において戦争，外国の武力行使，革命等，4号において核燃料物質の放射性に起因する事故等をそれぞれ免責事由と定めており，各号は独立したものとみられるから，戦争や放射能汚染等との対比から地震の意義を限定することは相当でない。しかも，戦争，津波，噴火，放射能汚染等についても，その規模や被害の及ぶ地理的範囲等とは無関係に，これらによる損害であれば保険金は支払わないとされている。したがって，地震がこれらと並んで免責事由として規定されていることは，限定解釈の根拠にならないと考えられる。

(ウ) 原判決のように事故発生地点での個別具体的な揺れの程度や建物の耐震性等を考慮して地震免責条項の適用の有無を判断するとしたのでは，保険金請求時にこれらの点について事実認定をめぐる争いが多発すると予想される上，保険契約の加入時にも建物の耐震性等についての審査が求められることになり，保険実務上の混乱を招くことになりかねない。また，原審のように考えるとすると，巨大地震により損害を受けた者が同一の保険に加入していた場合に，震源地に近く被害が大きい地域では保険金の支払を受けられないのに対し，震源地から遠く被害が小さい地域ではその支払を受けられることになり得るが，このような結論は保険契約者間の公平を欠くものと解される。

ウ したがって，地震免責条項にいう地震はその強度，規模等によって限定されるものではなく，自然現象としての地震と相当因果関係のある損害はすべて地震免責条項の対象になると解するのが相当である。

## (2) 本件における損害と地震との相当因果関係

ア 本件事故が，東北地方太平洋沖地震の発生直後に，補助参加人が所有する603号室に設置されていた電気温水器の配水管に亀裂が生じたことにより発生したものであること，本件マンションが所在する東京都杉並区内の観測点における上記地震の震度が5強又は5弱であったことは，上記前提事実（原判決2～4頁）のとおりである。また，上記配水管に経年劣化が生じており，このことが亀裂発生の一因となったということができるとしても，上記地震の揺れがきっかけとなって亀裂が生じたこと自体は当事者間に争いはない。したがって，本件事故につき補助参加人が損害賠償責任を負担するという形で損害を被ったとしても，この損害は上記地震と相当因果関係があると認められるから，地震免責条項が適用され，控訴人は保険金支払義務を負わないと判断するのが相当である。

イ これに対し，補助参加人は，本件事故の原因は配水管の劣化であり，地震がなくてもいずれ漏水が発生する可能性が十分にあったから，契約当事者の意思からしても地震免責条項の趣旨からしても免責は認められない旨主張するが，本件の関係証拠上，配水管の劣化の程度，亀裂が生じた機序等は不明であり，地震がなくても亀裂が生じたとみることは困難である。したがって，補助参加人の上記主張を採用することはできない。

(3) 以上によれば，本件の保険金請求については地震免責条項が適用され，控訴人が保険金支払義務を負うことはないから，被控訴人らの控訴人に対する請求は，補助参加人の被控訴人らに対する損害賠償責任の有無及び被控訴人らの損害について判断するまでもなく，理由がない。

## 2 保険会社に対する直接請求の可否

被控訴人らの請求に理由がないことは上記1のとおりであるが，本件の訴訟物は本件保険

契約に基づく補助参加人の控訴人に対する保険金請求権であって、被控訴人らが控訴人に対し直接請求することができるとは認められず、被控訴人らの請求はこの点からも理由がないと解されるので、念のため付言する。

(1) 被控訴人らは、補助参加人との間で「補助参加人の控訴人に対する保険金請求権を、本件の訴訟手続において、被控訴人らが控訴人に対し直接行使する」旨の合意（以下「本件合意」という。）をしており、これに基づいて控訴人に対し直接保険金を請求することができる旨主張し、原判決は、本件合意は補助参加人が被控訴人らに対し保険金請求権を譲渡したものと認められる旨判断して、被控訴人らの直接請求を肯定した。

(2) そこで判断するに、本件合意は、合意書（甲21）の文言からすると、債権譲渡に関する明示の合意を含むものではないから、原判決は、被控訴人らが保険請求権を行使することができる旨の合意をした以上、その論理的前提として、被控訴人らが債権譲渡を受けたと解釈したものと解される。しかし、債権譲渡の事実を認定するためには、売買、代物弁済その他債権譲渡の原因となる行為があることの主張立証を要するが、この点を欠いている。したがって、債権譲渡の事実は認めることができず、これを根拠として被控訴人らの直接請求を認めることはできない。

(3) 本件合意は、補助参加人が自己の権利につき当事者として訴訟を遂行する権能を被控訴人らに授けるものであり、いわゆる任意的訴訟担当に当たるとみることができる。任意的訴訟担当は、弁護士代理の原則（民訴法54条1項）及び訴訟信託の禁止（信託法10条）を潜脱するおそれがなく、かつ、合理的必要性がある場合には許容され得るものであるが（最高裁昭和45年11月11日大法廷判決・民集24巻12号1854頁参照）、補助参加人は訴訟外で控訴人に対する保険金請求をしており（乙2の1及び2）、自ら訴訟上の請求をすることに支障があるとは考え難い。そうすると、上記の合理的必要性があるとはいえないから、任意的訴訟担当として被控訴人らの請求を認めることは相当でないとして解される。

(4) このほか、被控訴人らが控訴人に対し直接保険金請求権を行使し得るとする法令又は本件保険契約の約款上の根拠は見当たらない。また、補助参加人が無資力であるとの主張立証はないので、債権者代位権に基づいて被控訴人らの控訴人に対する請求を認めることもできない。

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人らの控訴人に対する請求は理由がないから、これを認容した原判決を是認することはできず、本件控訴は理由がある。

よって、本件控訴に基づき、原判決のうち控訴人敗訴部分を取り消し、同部分につき被控訴人らの請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 加藤新太郎 裁判官 柴田秀 裁判官 長谷川浩二）

\*\*\*\*\*